



1 廃棄物とは

廃棄物とは、わたしたちの日常生活や事業活動に伴って排出されたもので、自分で利用したり他人に売却したりできないなど、不要になったものをいいます。（但し、ガス状のものは除きます。）通常、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類されます。

（一般廃棄物とは）

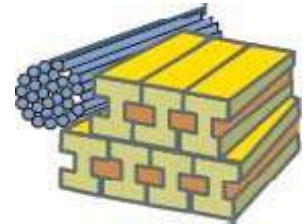
産業廃棄物に該当しないものがすべて一般廃棄物になります。一般廃棄物は、家庭から排出されるし尿やごみの他に、事業活動によって生じる廃棄物も含まれます。

例えば、スーパーや商店、学校等から排出される紙くず、木くずなどのようなものは一般廃棄物に分類され、「事業系一般廃棄物」と呼ばれています。



（産業廃棄物とは）

事業活動によって生じる廃棄物の中で、法律に定める21種類の廃棄物に該当するものをいいます。



* 産業廃棄物の種類

燃え殻・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類・紙くず（業種指定）・木くず（業種指定）・繊維くず（業種指定）・動植物性残さ（業種指定）・動物系固形不要物・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・鋳さい・がれき類・動物のふん尿（畜産業）

・動物の死体（畜産業）・ばいじん・上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの・輸入された廃棄物